

○浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例施行規則

令和2年12月30日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例（令和2年浜中町条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、使用する用語の意義は、条例の例による。

(禁止区域)

第3条 条例第8条の規定で定める区域は、別表1に掲げる区域とする。

(抑制区域)

第3条の2 条例第8条の2の規定で定める区域は、別表2に掲げる区域とする。

(届出)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第1号）に、次に掲げる当該事業に係る図書を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業区域等状況調書（様式第3号）
- (3) 事前周知説明会結果報告書（様式第7号）又は事前周知説明結果報告書（様式第8号）若しくはその両方
- (4) 位置図
- (5) 現況カラー写真（周辺部を含む。）及び写真撮影位置図
- (6) 配置図（土地利用計画図）
- (7) 再生可能エネルギー発電施設の構造図
- (8) 保守点検及び維持管理に関する計画書（様式第4号）
- (9) 撤去及び処分に関する計画書（様式第5号）
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 条例第10条第3項及び第4項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（様式第6号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

（届出を要しない軽微な変更）

第5条 条例第10条第3項又は第4項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第10条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日より前の日にする変更以外の変更。
- (2) 条例第10条第2項第3号に掲げる事項の変更のうち、事業区域の面積を変更する行為であって、当該行為により事業区域の面積が変更前の事業区域の面積より減少する変更。
- (3) 条例第10条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分（太陽電池モジュールに係るものを除く。）の材料又は構造の変更。

（周辺関係者への説明）

第6条 条例第11条第3項の規定による報告は、第4条第3号に定める報告書に次に掲げる書類を添付して、これを町長に提出して行われなければならない。

- (1) 周知に使用し又は配布した図書の写し
- (2) 周知を行った地域の範囲を示した図面
- (3) 周知のための説明会を開催した場合にあっては、次に掲げるもの
 - ア 説明会の日時、場所及び参加者数
 - イ 説明会で配布した資料及び説明事項
 - ウ 周辺関係者からの意見と事業者の対応方針
 - エ 説明会を開催した状況を確認することができる写真
 - オ 説明会に出席した者の名簿の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（完了の届出）

第7条 条例第12条の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設設置工事完了（中止）届（様式第9号）によるものとする。

(廃止の届出)

第8条 条例第13条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設
廃止届出書（様式第10号）によるものとする。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設撤去
完了届（様式第11号）によるものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第12号）
によるものとする。

(指導、助言又は勧告)

第10条 条例第17条第1項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書
（様式第13号）によるものとする。

2 条例第17条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第14号）によるもの
とする。

(公表)

第11条 条例第18条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述
べる機会の付与通知書（様式第15号）によるものとする。

2 事業者は、条例第18条第2項の規定により意見を述べようとするときは、
公表に関する意見書（様式第16号）によるものとする。

第12条 条例第19条の規定による規則で定める法人は、次に掲げるものとす
る。

(1) 独立行政法人

(2) 地方独立行政法人

(3) 第三セクターのうち地方公共団体の出資又は出捐により設立した法人
(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

禁止区域	根拠法令
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項
保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第25条
国指定史跡名勝天然記念物 所在地	文化財保護法第109条第1項

別表 2

抑制区域	根拠法令
河川区域 河川保全区域	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項及び第 54 条第 1 項
砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条
農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号
国定公園（特別地域及び普通地域）	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項及び第 33 条第 1 項
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項
景観形成重点区域	浜中町景観条例（令和 6 年条例第 3 号）第 9 条第 1 項
ラムサール条約登録湿地	平成 5 年 5 月 19 日環境庁告示第四十二号（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条 1 に規定する湿地）